

# 広域認定による 日工組遊技機回収システム Q&A

Q1

広域認定制度とは？

A

環境大臣が認定する制度で、広域認定を受けた製造事業者は、不要となった自社製品を産業廃棄物として広域的に回収し、効率よくリサイクルを行うことができる制度です。日工組は、平成21年12月9日にこの広域認定を取得しました。

全商協が取得し実績を積んできた「広域指定」制度は、廃棄物処理法の改正により「広域認定」制度に移行する必要がありましたが、「広域認定」は製造事業者に限る制度となったために、日工組が主体となってこれを引き継ぐ形で認定を受けて「日工組遊技機回収システム」として平成22年4月5日からスタートしました。

Q2

では、日工組遊技機回収システムはどんな方法で行うのでしょうか？

A

「下取り回収」と「広域回収」の2通りの方法で行います。「下取り回収」はこれまでとほぼ同様ですが、「広域回収」では、産業廃棄物扱いとなり、回収時に契約約款付きの伝票控えをお渡します。

Q3

「下取り回収」と「広域回収」はどんな違いがあるんですか？

A

「下取り回収」は、新台を納入するときに、そのメーカーが下取ることを指定した遊技機を、「遊技機回収伝票」下取用に記入して引き取ります。そのときに当該伝票のA排出事業者控えをお渡しします。

「広域回収」は、上記の「下取り回収」以外の遊技機を回収する場合、それらを産業廃棄物として受け取り「遊技機回収伝票」広域用に記入して引き取ります。そのとき、裏面に契約約款が記載されたA排出事業者控えと約款別紙2枚をお渡ししますので、5年間大切に保管してください。

Q4

契約約款、約款別紙とは何ですか？

A

「契約約款」とは、下取りの対象とならない遊技機を産業廃棄物として受け取り、日工組が責任を持って処理することについて排出者との約束を書いたものです。排出者であるホール様は、「遊技機回収伝票」の「A排出事業者控」を5年間保管することで、マニフェストを発行する必要がありません。なお、引き取った遊技機の運送費、処理費等は日工組が負担します。

また、「約款別紙」とは、運送業者、処理業者を記載したもので、約款と一緒に配布することが義務付けられているものです。

Q5

「遊技機回収伝票」とはどのようなものですか？

A

遊技機を引き取る際、1台ずつ「遊技機管理票」（以下、シール）を貼って、そのシールの番号と引き取った遊技機を全て「遊技機回収伝票」に記載しますので、その内容を確認したら押印（又は署名）し、「A排出事業者控」を受け取って下さい。遊技機回収システムのホームページ(<http://kaishu.nikkoso.jp>)で、「A排出事業者控」の右上に記載してある伝票番号を入力すれば処理状況を確認できます。

Q6

「広域回収」で出したい遊技機は、どうすれば運んでもらえますか？

A

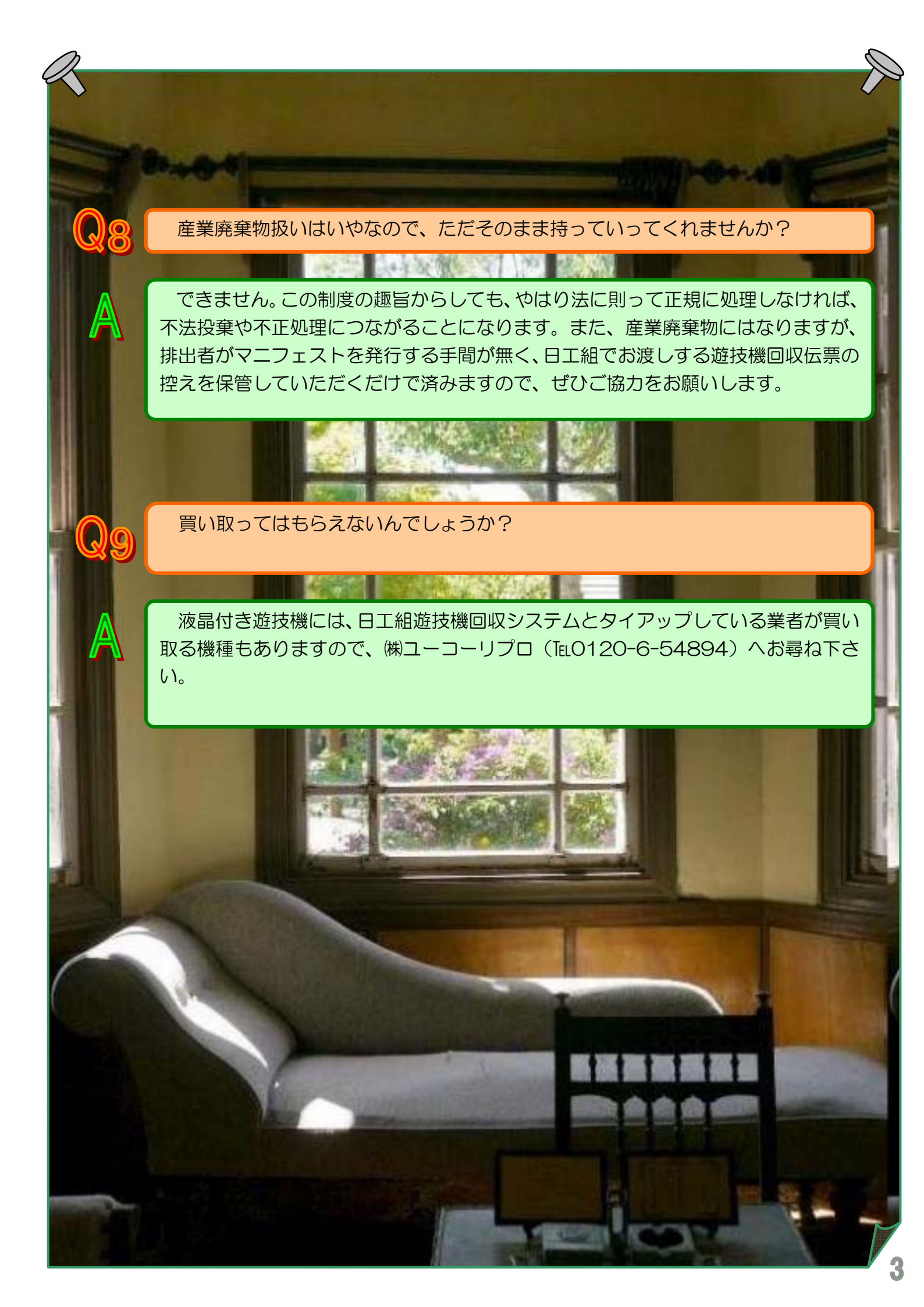
「遊技機回収管理センター事務局」（TEL0570-0777-01）へその旨、電話してください。日程を調整のうえ引き取りに出向きます。

Q7

日工組加盟メーカー以外の遊技機でも無料で運んでもらえるんですか？

A

残念ながら現在のところ、「日工組加盟メーカーが製造した遊技機」だけに限られます。これは廃棄物処理法で厳しく制限されているためです。

A photograph of a room with a window and a chair. The room has a window with a view of trees and a chair in the foreground. The text is overlaid on the image.

Q8

産業廃棄物扱いはいやなので、ただそのまま持って行ってくれませんか？

A

できません。この制度の趣旨からしても、やはり法に則って正規に処理しなければ、不法投棄や不正処理につながることになります。また、産業廃棄物にはなりますが、排出者がマニフェストを発行する手間が無く、日工組でお渡しする遊技機回収伝票の控えを保管していただくだけで済みますので、ぜひご協力をお願いします。

Q9

買い取ってはもらえないんでしょうか？

A

液晶付き遊技機には、日工組遊技機回収システムとタイアップしている業者が買い取る機種もありますので、(株)ユーコーリプロ (TEL0120-6-54894) へお尋ね下さい。